

山 監 査 第 1 6 3 号
令和5年（2023年）11月20日

地方自治法第199条第4項及び山陽小野田市監査基準第2条第1項第1号の規定に基づく定期監査を実施したので、地方自治法第199条第9項及び山陽小野田市監査基準第16条の規定により、その結果に関する報告書を次のとおり公表する。

山陽小野田市監査委員 江 本 勝 一

山陽小野田市監査委員 笹 木 慶 之

- 1 報告内容
別紙のとおり
- 2 報告書提出先
山陽小野田市長及び山陽小野田市議会
- 3 報告書提出年月日
令和5年11月20日

定期監査の結果に関する報告書

地方自治法第199条第4項及び山陽小野田市監査基準第2条第1項第1号の規定に基づく定期監査を実施したので、地方自治法第199条第9項及び山陽小野田市監査基準第13条第1項の規定により、監査の結果に関する報告を下記のとおり決定した。

記

- 1 監査の種別
定期監査
- 2 監査の対象
市民部
市民課（公園通出張所及び厚陽出張所を含む）、埴生支所、南支所、
環境調査センター及び小野田浄化センター
- 3 監査の期間
令和5年10月16日から令和5年11月16日まで
- 4 監査の着眼点
定期監査に関する着眼点に基づき実施した。
- 5 監査の方法
今回の監査は、令和5年度に執行された事務事業を対象に実施した。監査に当たっては、あらかじめ監査資料の提出を求め、関係書類を抽出し、調査するとともに、必要に応じて関係職員から事情を聴取し実施した。
- 6 監査の結果
監査した結果、事務処理は適正になされているものと認められた。また、事務処理上の注意事項は、その都度関係職員に指摘している。